

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人養和会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年1月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 役員の選任について、候補者が欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。
- ・ 理事長の業務執行報告は、実際に開催された理事会で行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>役員の候補者うち、欠格事由に該当しないか、各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていない者がいた。</p> <p>については、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、前回も同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「評議員、理事及び監事について、履歴書、誓約書を徴した。今後は履歴書及び誓約書を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件にするか等の確認を行う。」と回答しているが、改善されていないので必ず改善すること。</p> <p>(法第44条第1項により準用される第40条第1項) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>選任要件に該当するかの確認書類を確実に回収したことを確認するため、チェックリストを作成し、以後もれの無いよう努める。</p>
2	<p>理事長の自己の職務の執行状況の理事会への報告については、理事会への報告の省略によることはできず、必ず実際に開催して報告すべきものにもかかわらず、決議の省略により行われた理事会で報告していた。</p> <p>については、理事長は、4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を実際に開催した理事会において自ら報告すること。</p> <p>(法第45条の16第3項) (法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項)(定款第17条第3項)</p>	<p>令和6年2月理事会より、対面で開催した理事会において報告することとした。</p>